

災害に備えて…

緊急避難場所・避難所を確認しましょう



災害対策基本法の改正に伴い、従来の「避難場所」の見直しを行いました。梅雨入り間近となり、今後、集中豪雨や長雨により災害が発生する危険性が高くなります。もしものときに備えて、自分がどこに避難すれば良いのか確認しておきましょう。

〈問い合わせ先〉総務課危機管理室 (☎ 82-1122)

緊急避難場所と避難所の違いは？



【緊急避難場所】

緊急的に災害から逃れ、身の安全を確保するために、一時的に避難する場所のことです。緊急避難場所ではあるが、建物の立地場所等により、災害の種類(高潮、洪水、土砂、地震、津波)によっては避難に利用できない施設もあります。これまで自分が避難していた施設がどの災害で利用できるのかを事前に確認し、利用できない災害の場合は、別の緊急避難場所に避難してください。

【避難所】

災害のために自宅に戻ることができない人が、被災後に一定期間避難生活する場所のことです。

早めの避難を心がけましょう！



- ・大雨のときや、市から避難情報等が発表されたときは、早めに安全な場所(緊急避難場所や親戚の家など)に避難する
- ・夜間に大雨が予想されるときは、暗くなる前に避難する
- ・避難場所に行くことだけが避難ではなく、外に出ることが危ない時は、自宅の安全な場所(2階や頑丈な部屋など)に留まり安全を確保する



防災メールをご利用ください！



市では、防災情報をお知らせする手段として「山陽小野田市防災メール」を配信しています。大雨や洪水への備えとして、気象情報や避難情報等を携帯電話やパソコンに配信しています。

メール

- ① e-sanyo-onoda@xpressmail.jp に空メールを送信してください。
- ② 届いた登録用 URL にアクセスし、登録してください。

QRコード

QRコード対応の携帯電話をご利用の方は、右図からアドレスを読み取ることができます。



※登録は無料ですが、メールの受信等にかかる通信費用は、利用者の負担になります。
※迷惑メール防止等の設定をしていると、メールが届かないことがあります。

携帯電話等を利用されていない人へ避難情報等をお知らせするため、山陽小野田市防災ラジオを有償で配布しています。ご希望の方は、お問い合わせください。

